

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三（略）</p> <p>一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う預金等に係る手数料の明示</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一、四（略）</p> <p>二、四（略）</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三（略）</p> <p>一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の金利の店頭での揭示</p> <p>二 営業所内への手数料（無人の営業所にあつては、当該無人の営業所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の掲示又は備置き</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一、四（略）</p> <p>二、四（略）</p>

(銀行と他の者との誤認防止)

第十三条の六の二 銀行は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該銀行と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 主要な預金等（銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十二条の四までにおいて同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う預金等に係る手数料の明示</p> <p>三 六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>（長期信用銀行と他の者との誤認防止）</p> <p>第十二条の四の二 長期信用銀行は、電気通信回線に接続している情報処</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 主要な預金等（銀行法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十二条の四までにおいて同じ。）の金利の店頭での揭示</p> <p>二 営業所内への手数料（無人の営業所にあつては、当該無人の営業所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の揭示又は備置き</p> <p>三 六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>（新設）</p>

理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該長期信用銀行と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。) に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。) を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。) に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。) を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十五条の三（略）</p> <p>一 主要な預金等（預金又は定期積金等をいう。以下この条から第十五条の六までにおいて同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う預金等に係る手数料の明示</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（金庫と他の者との誤認防止）</p> <p>第十五条の六の二 金庫は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該金庫と他の</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十五条の三（略）</p> <p>一 主要な預金等（預金又は定期積金等をいう。以下この条から第十五条の六までにおいて同じ。）の金利の店頭での掲示</p> <p>二 事務所内への手数料（無人の事務所にあつては、当該無人の事務所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の掲示又は備置き</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(内部規則等)

第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七（略）</p> <p>一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。以下同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う預金等に係る手数料の明示</p> <p>三 六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（信用協同組合等と他の者との誤認防止）</p> <p>第五条の九の二 信用協同組合等は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七（略）</p> <p>一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。以下同じ。）の金利の店頭での揭示</p> <p>二 事務所内への手数料（無人の事務所にあつては、当該無人の事務所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の揭示又は備置き</p> <p>三 六（略）</p> <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

用協同組合等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第五条の十 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(内部規則等)

第五条の十 信用協同組合等は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）
労働省令第一号

改正案

現行

（預金者等に対する情報の提供）

（預金者等に対する情報の提供）

第十一条の三（略）

第十一条の三（略）

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の店頭での掲示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

二 事務所内への手数料（無人の事務所にあつては、当該無人の事務所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の掲示又は備置き

三六（略）

三六（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一三（略）

一三（略）

二三（略）

二三（略）

（金庫と他の者との誤認防止）

第十一条の五の二 金庫は、電気通信回線に接続している情報処理の用に

（新設）

供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該金庫と他の

者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(内部規則等)

第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する省令（平成五年大蔵省令第一号）
農林水産省

改正案	現行
<p>（貯金者等への情報の提供）</p> <p>第七条の四（略）</p> <p>一 主要な貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第七条の五 組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>（組合等と他の者との誤認防止）</p> <p>第七条の六の二 組合等は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該組合等と他</p>	<p>（貯金者等への情報の提供）</p> <p>第七条の四（略）</p> <p>一 主要な貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の店頭での揭示</p> <p>二 事務所内への手数料（無人の事務所にあつては、当該無人の事務所を取り扱う貯金等に係る手数料）の一覧表の揭示又は備置き</p> <p>三、六（略）</p> <p>（金銭債権等と貯金等との誤認防止）</p> <p>第七条の五 組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>（新設）</p>

の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。
い。

(内部規則等)

第七条の七 組合等は、法第十条第一項第一号及び第二号並びに第六項から第九項までに規定する事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(内部規則等)

第七条の七 組合等は、法第十条第一項第一号及び第二号並びに第六項から第九項までに規定する事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

漁業協同組合等の信用事業に関する省令（平成五年大蔵省令第二号）
農林水産省

改正案	現行
<p>（貯金者等に対する情報の提供）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>一 主要な貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の明示</p> <p>二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示</p> <p>三、六（略）</p> <p>（組合又は連合会と他の者との誤認防止）</p> <p>第三条の四の二 組合又は連合会は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該組合又は当該連合会と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（内部規則等）</p> <p>第三条の五 組合又は連合会は、信用事業（法第十一条の三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対</p>	<p>（貯金者等に対する情報の提供）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>一 主要な貯金等（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の店頭での揭示</p> <p>二 事務所内への手数料（無人の事務所にあつては、当該無人の事務所を取り扱う貯金等に係る手数料）の一覧表の揭示又は備置き</p> <p>三、六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（内部規則等）</p> <p>第三条の五 組合又は連合会は、信用事業（法第十一条の三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）の内容に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明</p>

する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、職員に対する研修体制の整備その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、職員に対する研修体制の整備その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案

現行

<p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（保険会社と他の者との誤認防止）</p> <p>第五十三条の三の二 保険会社は、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該保険会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（社内規則等）</p> <p>第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（</p>	<p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（社内規則等）</p> <p>第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交</p>
--	--

書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。()に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。()に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

証券会社の行為規制等に関する命令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券会社が、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して営む業務を除く。）の運営を行うこと。</p> <p>十（略）</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務の運営を行うこと。</p> <p>十（略）</p>